

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、国民年金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊後大野市長

公表日

平成30年4月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	31 国民年金法に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、被保険者に係る請求等の受理その他給付、徴収金に係る事務を行っている。 具体的な手続及びその使用するシステムは、 ①被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出)の受理ーア、イ ②被保険者の資格に関する事務ーア、イ ③給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等の審査又は応答に関する事務ーア、イ ④給付の支給に関する事務ーア、イ ⑤徴収金に関する事務ーア、イ ⑥国民年金法第百八条第一項又は第二項の資料の提供等の求めに関する事務ーア、イ、※ ※ア、イのシステムを利用し、電子媒体等により日本年金機構へ報告を行う。
③システムの名称	(ア)Acrocity国民年金、(イ)Acrocity行政基本
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1:情報提供の根拠 国民年金に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 2:情報照会の根拠 国民年金に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活課
②所属長	市民生活課長 後藤 貴子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月10日	I 1.②事務の概要	<p>国民年金法に基づき、被保険者に係る請求等の受理その他給付、徴収金に係る事務を行っている。</p> <p>具体的な手続及びその使用するシステムは、 ①被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出)の受理ーア、イ ②被保険者の資格に関する事務ーア、イ ③給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理ーア、イ ④給付の支給に関する事務ーア、イ ⑤徴収金に関する事務ーア、イ</p>	<p>国民年金法に基づき、被保険者に係る請求等の受理その他給付、徴収金に係る事務を行っている。</p> <p>具体的な手続及びその使用するシステムは、 ①被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出)の受理ーア、イ ②被保険者の資格に関する事務ーア、イ ③給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等の審査又は応答に関する事務ーア、イ ④給付の支給に関する事務ーア、イ ⑤徴収金に関する事務ーア、イ ⑥国民年金法第百八条第一項又は第二項の資料の提供等の求めに関する事務ーア、イ、※ ※ア、イのシステムを利用し、電子媒体等により日本年金機構へ報告を行う。</p>	事後	